

# 第1部 総 則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策特別措置法第5条（推進計画）の規定に基づき、茨木市防災会議が定める計画であり、茨木市域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関し、茨木市及び関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の概要

### 1 計画の内容

この計画は、次の事項を定めるものである。

(1) 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。

(2) 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

(4) 災害復旧・復興対策

災害復旧及び復興対策の実施について基本的な方針を定める。

### 2 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

### 4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を実施するための細部計画については、本市各部課、防災関係機関などにおいて定めるよう努める。

### 5 計画の周知徹底

この計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。

また、この計画のうち、特に必要と認める事項は地域住民に周知徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施する。

## 第3節 防災ビジョン

### 1 防災に関する基本方針

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題で地方行政の原点であり、防災対策の現状を把握し、課題を明確化しながら、計画の適切な修正を図ることが防災対策の推進に有効と考える。このため、計画項目について可能な限り本市の防災ビジョンに照らし、目標と進捗を図る指数を設定した事業の実施と総括的な把握に努めなければならない。

本市における近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大と過密化、高層化、石油類、LPガス、化学薬品などの危険物の増加、自動車の増加等による都市構造の変化は、複合的・広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因をつくっている。

また、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊等は一度発生すればその被害は甚大であることから、その対策が急務になっている。

特に、災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

なお、大阪府では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本理念とし、「命を守る」「命をつなぐ」「必要不可欠な行政機能の維持」「経済活動の機能維持」「迅速な復旧・復興」の5つの基本方針として対策を講じていくこととしており、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災体制の確立及び市民の防災意識の啓発を図り、ハード対策とソフト対策を組み合わせた“災害に強いまちづくり”を一層推進しなければならない。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

#### (1) 行政の責務と市民の心がまえ

市と府、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民は、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を講じなければならない。

#### (2) 防災施策の大綱

##### ア 地域防災計画と防災体制の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより充実させ、総合的な防災体制と防災施策の確立を図る。

##### イ 防災・救助体制の充実

(ア) 広域避難地や避難路等の確保を図るとともに、木造建築物等の不燃化・耐震化を

促進し、災害に強いまちづくりを進める。

- (イ) 河川やため池の改修、ダムの建設及び土石流の危険がある溪流や崩壊のおそれがある急傾斜地への対策などの総合的な治山・治水事業を進める。
- (ロ) 防災施設・設備の整備並びに水や食糧等の備蓄を進める。
- (エ) 防災行政無線をはじめとする通信機能の向上並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

ウ 防災意識の高揚と地域防災体制の確立

地域及び職場等を通じて市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成に努める。

また、関係機関と有機的な連携を図りながら、地域防災体制を確立するとともに総合的な防災施策と訓練を計画的に実施する。

## 第2章 茨木市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 1 地勢

本市域は、大阪府の北部地域に位置し、高槻市・摂津市・吹田市・箕面市・豊能町・亀岡市に隣接している。

市域は、南北17.05km、東西10.07kmと細長く、面積76.49k㎡である。

図1.2.1 茨木市の位置



#### 2 地形・地盤

本市は中地形（中規模の地形）の単元でみると

- ①茨木国際ゴルフ倶楽部付近より北側に広がる山地
- ②山手台、茨木国際ゴルフ倶楽部～茨木カンツリー倶楽部付近の丘陵地
- ③丘陵地と低地の間に広がる台地（段丘面）
- ④市街地の大部分が立地する低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

(1) 山地

山地は丹波層群とよばれるチャート・砂岩・粘板岩などからなる古生層（主に安威川沿いに多く分布する）と茨木複合花崗岩体とよばれている花崗岩類（佐保川沿いに多い）から構成されている。安威川流域の竜王山をはじめとする山々は、主に丹波層群の古生層類からなり、山はけわしく、山稜がとがった感じをうける。

一方、佐保川沿いの花崗岩類の山は300m前後で一定した高さのところが多く、こういうところは風化してマサ化していることが多い。

(2) 丘陵地

佐保川～安威川間に広がる山手台付近、茨木国際ゴルフ倶楽部、茨木カンツリー倶楽部などを中心とする千里丘陵地区などは、大阪層群からなる丘陵地で、山地近くでは200m以下、千里丘陵では70m以下の標高を示す。千里丘陵地区は上面がかなり平坦であるが、山地に隣接する地区の丘陵は、ほとんど平坦面を残していない。

(3) 台地（段丘）

丘陵地の周辺や花園二丁目～総持寺一丁目付近などには、低地部から5～8m高い台地（段丘）が分布しており、宅地若しくは水田として利用されている。台地として明確に残るのは、中位段丘と高位段丘であり、低位段丘は低地との区別がつきにくい。中位・高位とも段丘面上は平坦で、谷の刻みはほとんどない。段丘崖も急傾斜のところは少ない。

(4) 低地

市街地の大部分が立地するのは沖積層のなす沖積低地であり、南にごくゆるく傾斜した平坦地である。この沖積層は大部分は海底に堆積した土砂からなるが、陸地化したあとの川の作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

### 3 気候

本市は、日照が多く比較的温暖な瀬戸内気候区に属する。

平地部の年平均気温は、16℃前後であるが山地部では14℃前後とやや冷涼性を帯びている。最高気温の記録は39.1℃、最低気温は-5.5℃で、年間降水量は、平成22年以降で約1,500～1,900mm前後である。また、最大日雨量は平成30年7月5日の209mmで、山地部と平地部における過去の年最大雨量をみると平地部より山地部の方が1時間雨量で約10mm、日雨量で約40mm多く、同じ市域でも平地部と山地部とでは雨の降り方に大きな差がある。

風については、夏季は南又は南西の風、冬季は北東又は西寄りの風が卓越する。

表 1. 2. 1 茨木市の地盤と災害の特徴

中地形	茨木市における地 区	構成地質	岩盤の性質	発生しやすい災害とその特徴	開発上の留意点
山地	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨木国際ゴルフ倶楽部</li> <li>室山二丁目</li> <li>西安威二丁目などより北側の山地部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波層群チャート、砂岩、頁岩粘板岩など</li> <li>茨木複合花崗岩体</li> <li>石英閃緑岩</li> <li>花崗閃緑岩</li> <li>石英閃岩など</li> </ul>	岩石地盤 マサ化部は土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥岩・頁岩・砂岩・粘板岩</li> <li>チャートなどが混在して複雑な面構造をもつため、このような面が地下水の流路となり、切土などにより崩壊を起こしやすい。</li> <li>花崗岩類はもともと硬岩であるが、風化マサ化部は土砂状をなす茨木市のものは、マサ化部が深いことが多く、豪雨時には表層崩壊が多発し、それに伴う土石流が発生しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小断層や割目が多く、これらからの崩れが起きやすい。</li> <li>流れ盤側にはすべりが起きやすい。</li> <li>節理や破砕面からの崩壊が多い。</li> <li>風化部と未風化部の境界付近から崩れやすい。</li> <li>切土のり面がガリー浸食を受けやすい。</li> </ul>
丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨木国際ゴルフ倶楽部</li> <li>室山二丁目</li> <li>清水二丁目</li> <li>茨木カンツリー倶楽部</li> <li>付近の千里丘陵地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪層群上部礫・砂が主体</li> <li>淡水粘土をはさむ。</li> <li>大阪層群下部海成粘土と砂礫の互層</li> </ul>	土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>下部では斜面災害が起きやすい。特に粘土層のMa2層中には水平方向の破砕帯があり、それを境に滑りやすい。</li> <li>上部では斜面災害は少ないが、海成粘土層の所では埋設鉄管の腐食が著しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土層のある部分を切土すると、滑りを起こしやすい。</li> <li>海成粘土層部分では、埋設鉄管が腐食しやすいので、材質を十分吟味する必要がある。</li> </ul>
台地(段丘)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安威二丁目～三丁目</li> <li>耳原三丁目</li> <li>西福井三丁目～四丁目</li> <li>宿久庄五丁目～清水一丁目</li> <li>西豊川町～豊川四丁目</li> <li>花園二丁目～総持寺一丁目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高位段丘</li> <li>中位段丘</li> </ul>	土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>段丘のはしの崖(段丘崖)では、崖崩れが起きやすい。</li> <li>地盤は良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>深い切土(開削)をすると水が出て、周囲の井戸が涸れることがある。</li> <li>台地上に浅い凹地があるところをそのまま市街地化すると豪雨時に内水災害を受けやすい。</li> </ul>
低地	<ul style="list-style-type: none"> <li>安威一丁目</li> <li>東福井二丁目</li> <li>中総持寺町などより南側の平野部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖積層</li> <li>氾濫平野、谷底平野、自然堤防等は砂礫よりなる。</li> <li>旧河道や後背湿地は粘土やシルトからなる。</li> </ul>	土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位が浅くて砂質堆積物の所は、地震時に液状化しやすい。</li> <li>粘土・シルト質地盤の所は軟弱地盤を形成しており、不等沈下を起こしやすい。</li> <li>地震時の震動も大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧河道や後背湿地などの低地部は湿潤で、居住性が悪いだけでなく、洪水時の被害も受けやすい。</li> </ul>

※ 地盤区分は、大阪府(1988)の分け方による。



## 第2節 社会的条件

### 1 人口

本市の人口等は、次のとおりである。(令和2年10月国勢調査結果より)

夜間人口	: 287,730 人
老年人口 (65才以上)	: 71,249 人
幼年人口 (0~4才)	: 11,971 人
世帯数	: 125,089 世帯
人口密度	: 3,762 人 / k m <sup>2</sup>
外国人	: 3,622 人

表1.2.2 人口・世帯の推移

[国勢調査人口 (昭和23年は市制施行時推計人口)]

	昭和23年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	7,669 <sup>世帯</sup>	88,103	94,907	99,557	105,782	112,282	116,683	125,089
男	16,932 <sup>人</sup>	127,529	129,064	129,122	131,135	133,621	135,705	138,658
女	17,307 <sup>人</sup>	126,549	129,169	131,526	136,826	141,201	144,328	149,072
総数	34,239 <sup>人</sup>	254,078	258,233	260,648	267,961	274,822	280,033	287,730

### 2 土地利用の変遷

地震及び洪水、崩壊などの自然現象は、被災対象のない場所で発生しても重大な災害とはならないが、市街地をはじめとする高度な土地利用がなされている場所で発生すれば、大災害となる危険性をもっている。災害は土地利用と密接な関係をもっており、土地利用の変遷とともに災害形態や被害が変化する。

本市の土地利用変遷は次のようにまとめられる。

#### (1) 明治21年頃

市街地と集落は、南部の低地の微高地や山地の谷底平野付近に発達している。北部の山地と西部の丘陵は林地である。道路は旧街道がそのまま利用されているものと考えられ、鉄道（現在のJR線）が布設されている。低地の集落は微高地にあるため水害を受けにくく、低地の中でも地盤高の低く洪水が氾濫しやすい地域は水田・畑地として利用されている。

#### (2) 大正14年頃

市街地・集落が明治21年頃に比べるとやや拡大している以外は、あまり土地利用の変化はみられない。

#### (3) 昭和35年頃

市街地・集落はさらに発達し、低地でも地盤高が低い氾濫平野などにも分布している。以前は分流していた安威川と茨木川が田中町付近で氾濫対策として合流されている。茨木川は昭和24年5月に廃川となっている。また、道路が整備され、鉄道（現在の阪急京都線）が増えている。

## (4) 昭和45年頃

昭和35年から昭和45年にかけて急速に市街地・宅地開発が進んでいる。低地の中でも浸水しやすい氾濫平野、丘陵地内の谷底平野(松沢池付近)や土砂災害が発生しやすい丘陵部にも市街地が分布している。山地部や丘陵部では、ゴルフ場などの開発がみられる。道路は、名神高速道路と大阪中央環状線が建設され、都市機能が高度化しつつある。保水機能を果たしていた山地、丘陵地や遊水機能を有していた水田が開発され、都市化が進んだことにより、内水氾濫の被害が生じやすくなった。

## (5) 昭和60年頃

南部の低地は安威、福井、宿久庄地区と野々宮、沢良宜地区で水田・畑地として利用されている以外は、ほとんどが市街地となっている。春日丘の丘陵もゴルフ場や宅地として利用されている。また、田中町付近から南流していた茨木川の跡地は、緑地公園になっている。

## (6) 平成以降

山地部の山手台では大規模な宅地開発がなされ、さらに本市から箕面市東部にかけて彩都(国際文化公園都市)の開発が進んでいる。また、これに加えて新名神高速道路の開通や安威川ダムの建設など、新たな開発も進行している。

以上のように、明治から昭和30年代前半ぐらいまでは比較的自然の特性を活かした土地利用がなされてきたが、昭和30年代後半以降、急激に都市化が進み、風水害・土砂災害・地震災害とも発生しやすい素因が、著しく増えたことが、これらの土地利用の変遷から明らかである。

## 第3章 災害の想定

### 第1節 被害の想定

#### 1 想定災害

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験等を勘案し、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害

#### 2 地震被害の想定

##### (1) 地震被害想定のお考え方

本市では、兵庫県南部地震で出現した野島断層のような「活断層」に注目し、発生し得る大規模の『直下型地震』を想定するものとした。

本市域に特に関係のある活断層は、市域の中央を東西に通る有馬－高槻構造線活断層系が挙げられ、周辺部にはこのほか距離を隔てて西方に六甲断層、南東に生駒断層なども分布している。

過去の地震被害調査結果を踏まえると同時に学識経験者の見解等も求めて、これらの活断層のなかで本市域に大きな被害をもたらすと考えられる「有馬－高槻構造線活断層系」を想定地震として設定し、各種被害を想定した。

また、約100年～150年周期で発生すると言われている紀伊半島沖のマグニチュード9クラスの『海溝型地震』については、本市も少なからず被害を受けると推定されることから、大阪府地震被害想定調査で実施されている「南海トラフ地震」の本市に関わる結果を引用するものとした。

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

### 1 茨木市（○の所属長は班長）

(1) 指揮統制部（部長：危機管理監、副部長：企画財政部長）

ア 指揮調整班（○危機管理課、秘書課）

[災害予防対策]

- 災害対策の総合調整に関する事
- 情報収集伝達体制の整備に関する事
- 避難受入れ体制の整備に関する事
- 自主防災体制の整備に関する事
- 食糧・生活必需品の確保に関する事
- 防災訓練及び防災意識の高揚に関する事
- 土砂災害・急傾斜地災害・地すべりの予防対策に関する事
- 警戒・避難体制等の整備に関する事
- 総合的防災体制の整備に関する事
- 防災知識の普及啓発に関する事
- 災害教訓の伝承に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 府への被害報告及び連絡調整に関する事
- 本部の開設及び閉鎖に関する事
- 防災会議並びに本部会議の開催に関する事
- 本部長の指示・命令の伝達に関する事
- 本部の庶務に関する事
- 災害救助法の適用に関する事
- 自衛隊に対する災害派遣要請依頼及び受入に関する事
- 被害情報の取りまとめ及び報告書の作成に関する事
- 自主防災組織との連絡調整に関する事
- 各対策部及び対策部内各対策班並びに関係機関との連絡調整に関する事
- 災害対策本部長の秘書に関する事
- 避難情報の発令に関する事
- 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定に関する事
- 災害対応計画の調整に関する事
- 各市長会との連絡調整に関する事
- プロジェクトチームの設置に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

イ 財務・情報班（○法務コンプライアンス課、財政課）

[災害予防対策]

- 災害関連法令等の情報収集に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 災害関係の予算及び起債に関すること
- 支払い資金の調達に関すること
- 災害救助法に基づく経費の求償に関すること
- 公共施設の利用調整に関すること
- 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること
- 電気・ガス・通信被害の情報収集及び報告に関すること
- 被災者台帳の作成・管理・外部提供に関すること
- 災害時の個人情報の取扱いに関すること

ウ 応援・受援班（○政策企画課、財産活用課、市民会館跡地活用推進課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 市有財産の保護管理及び被害状況の取りまとめに関すること
- 広域応援の要請・受入れに関すること
- 職員の応援人員の調整に関すること
- 他団体・自治体等からの応援人員の受入れに関すること
- 他団体・自治体等からの応援人員に対する経費の支払いに関すること
- 復興本部（被災者支援会議）の設置に関すること
- 災害時応援協定を活用した応援の総合調整に関すること

エ 物資班（契約検査課、○会計室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 義援物資、緊急救援物資の受入、保管、配分に関すること
- 災害に伴う応急物資、食糧等の購入調達に関すること
- 寄附金の収納に関すること
- 被服・寝具その他生活必需品の給与に関すること

オ 広報班（○まち魅力発信課）

[災害予防対策]

- 防災広報に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 災害広報に関すること
- 報道機関との連絡調整及び報道発表に関すること
- 広報車の現地派遣及び災害写真の撮影に関すること
- 記録の編集・保存に関すること

カ 議会班（○市議会事務局総務課、議事課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 被害状況の把握及び議員との連絡調整に関すること

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

□本部と市議会との連絡調整に関すること

## (2) 総務対策部（部長：総務部長）

ア 総務・人事班（○総務部総務課、人事課、DX推進チーム、情報システム課）

## [災害予防対策]

- 電話交換・庁舎の警備・保護管理に関すること
- 災害時の職員用応急物資、食糧等の備蓄管理に関すること
- 庁内・庁外ネットワークに関すること
- 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）に関すること
- その他業務継続のための体制整備に関すること

## [災害応急対策・復旧・復興対策]

- 公用車の調達及び管理運用に関すること
- 職員の輸送に関すること
- 職員の災害派遣に関すること
- 職員の動員に関すること
- 職員の参集状況の把握に関すること
- 職員の給与等に関すること
- 公務災害補償その他職員に対する給付及び援助に関すること
- 職員への給食に関すること
- 庁内・庁外ネットワークの復旧に関すること
- 職員用防災備蓄の確保に関すること
- マイナンバーの利活用に関すること
- 臨時電話・ネットワークの配線及び情報機器の調達に関すること
- 燃料確保に関すること
- 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 重要システム及びインフラの復旧に関すること

イ 被害調査班（市民税課、○資産税課、収納課）

## [災害予防対策]

- 罹災証明書の発行体制の整備に関すること

## [災害応急対策・復旧・復興対策]

- 被災者・被災家屋等の調査報告に関すること
- 税の減免に関すること
- 被害調査班の編成に関すること
- 災害救助法適用申請に伴う基礎数値の調査に関すること
- 罹災証明書の発行に関すること
- 被災者台帳の入力（他の対策部、対策班に属するものは除く）に関すること
- 罹災証明書の発行の総合調整に関すること

## (3) 市民対策部（部長：市民文化部長）

ア 避難所・市民相談班（○市民協働推進課、市民生活相談課、文化振興課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課、（各避難所要員））

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

[災害予防対策]

- 外国人に対する支援体制整備に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 避難者の誘導に関すること
- 避難所の運営に関すること
- 福祉避難所（市民文化部所管）の運営に関すること
- 自治会長等地域住民との連絡調整に関すること
- 市民災害相談窓口の開設に関すること
- 遺体の収容及び火葬に関すること
- 対策部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 物価の安定監視に関すること
- 被災動物の保護及び受入れに関すること
- 避難所の運営の総合調整に関すること
- 文化・スポーツ施設等（市民文化部所管）の管理に関すること

(4) 民生対策部（部長：福祉部長、副部長：健康医療部長、こども育成部長）

- ア 福祉・安否確認班（○地域福祉課、福祉総合相談課、生活福祉課、障害福祉課、福祉指導監査課、長寿介護課、保険年金課）

[災害予防対策]

- 福祉施設等のBCPに関すること
- 福祉施設等との協定に関すること
- 避難行動要支援者名簿に関すること
- ボランティアの活動環境の整備に関すること
- 避難確保計画の作成指導に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 寄託品の受払い、義援金等の受付に関すること
- 要配慮者・避難行動要支援者に関すること
- 福祉施設の管理に関すること
- 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 福祉避難所（福祉部所管）の運営に関すること
- 災害協定に基づく福祉避難施設の運営に関すること
- 社会福祉団体との連絡調整に関すること
- 被災者の相談、援護対策に関すること
- 行方不明者の情報収集等に関すること
- 災害見舞金・災害障害見舞金・弔慰金・援護資金に関すること
- ボランティアの受入・登録・配分に関すること
- 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
- 福祉活動に関すること
- 応急仮設住宅の入居者支援に関すること

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 被災者の安否情報の回答に関すること
  - 被災者生活再建支援金の支給事務に関すること
  - 要配慮者への支援情報提供に関すること
  - 海外からの支援の受入れに関すること
  - 徴収金等の減免に関すること
  - イ 医療衛生対策班（医療政策課、○健康づくり課）
    - [災害予防対策]
      - 災害医療センター等の体制整備に関すること
      - 医療救護所の体制整備に関すること
      - 薬品及び衛生材料の調達に関すること
      - 二次的健康被害予防のための体制整備に関すること
      - 防疫に必要な薬剤及び資機材の調達に関すること
    - [災害応急対策・復旧・復興対策]
      - 保健所並びに三師会、日本赤十字社等の医療関係機関との医療救護及び保健衛生に係る連絡調整に関すること
      - 医療・保健に関すること
      - 感染症の予防に関すること
      - 災害時医療対策本部の運営に関すること
      - 災害医療センターの運営又は連絡調整に関すること
      - 医療救護所の運営に関すること
      - 薬品及び衛生材料の調達に関すること
      - 二次的健康被害予防に関すること
      - 災害時における防疫計画及び実施に関すること
      - 防疫に必要な薬剤及び資機材の調達に関すること
  - ウ こども対策班（○こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課）
    - [災害予防対策]
      - 避難確保計画の作成指導に関すること
    - [災害応急対策・復旧・復興対策]
      - 保育所・幼稚園・学童保育室等の維持管理に関すること
      - 臨時保育所の設置及び幼稚園の応急保育の実施に関すること
      - 保育所・幼稚園・学童保育室等施設の被害調査及び応急対策に関すること
      - 福祉避難所（こども育成部所管）の運営に関すること
      - 福祉避難所の協力応援に関すること
      - 幼稚園・保育所等における避難対策に関すること
- (5) 産業対策部（部長：産業環境部長）
- ア 商工班（○商工労政課）
    - [災害予防対策]
      - 中小企業BCPに関すること



第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 帰宅困難者対策の普及・啓発活動に関する事
- 事業者に対する防災知識の普及に関する事
- 事業者による自主防災体制の整備に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 商工業関係の被害調査、復旧対策に関する事
- 復旧資金の融資斡旋事務に関する事
- 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事
- 対策部内各対策班の応援に関する事
- 被災者の雇用機会の確保に関する事
- 流通機能の回復に関する事

イ 農林班（○農林課、農業委員会事務局）

[災害予防対策]

- 市街地緑化の推進に関する事
- 農地の保全・活用に関する事
- ため池施設の安全確保に関する事
- 山地災害の予防対策に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 農地、農業用施設、山腹、農作物、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事
- ため池、水利の管理調整（ため池等の監視及びため池管理者、水利関係者との連絡）に関する事
- 土地改良区との連絡調整に関する事
- 農林災害対策及び復旧対策に関する事
- 災害用農林金融斡旋に関する事
- 農地の被害証明に関する事
- 農地に係る陳情に関する事
- 対策部内各対策班の応援に関する事
- 林道の被害調査及び応急対策に関する事

ウ 環境対策班（環境政策課（検査係を除く）、○資源循環課、環境事業課）

[災害予防対策]

- 事業所に対する有害化学物質の漏洩対策の指導と対策の確認に関する事
- 災害発生時の廃棄物処理体制の確保に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 清掃作業に必要な人員及び資機材の確保に関する事
- 災害時における、し尿・ごみ・がれき収集処理計画及び実施に関する事
- 簡易トイレ・仮設トイレに関する事
- 避難所等から排出されたごみ等の収集及び運搬に関する事
- 避難所等から排出されたし尿の収集及び運搬に関する事
- し尿・ごみ収集業者の協力要請及び指導監督に関する事
- 環境衛生施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 事業所に対する有害化学物質の漏洩の状況に関する連絡に関すること
- 損壊家屋の廃棄処分に関すること
- (6) 土木対策部（部長：建設部長、副部長：都市整備部長）
  - ア 建築対策班（都市政策課、○居住政策課、審査指導課、北部整備推進課、市街地新生課、用地課、建築課）
    - [災害予防対策]
      - 市有建築物の耐震化に関すること
      - 民間建築物の耐震化促進に関すること
      - 建築物の不燃化・耐震化に関すること
      - 建築物耐震対策の推進に関すること
      - 建築物の安全予防に関すること
      - 地盤災害の予防対策に関すること
      - 宅地防災対策に関すること
      - 応急仮設住宅対策に関すること
      - 応急危険度判定体制の整備に関すること
      - 地元組織との連携による耐震化意識の啓発に関すること
      - 関係団体との連携に関すること
    - [災害応急対策・復旧・復興対策]
      - 開発事業の監視及び応急措置の対策指導に関すること
      - 公共施設及び民間建築物の応急危険度判定に関すること
      - 宅地の危険度判定に関すること
      - 建物制限区域の指定及び復興地区区分の設定に関すること
      - 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること
      - 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅の確保・提供に関すること
      - 関係業者に対する応急対策体制の指示に関すること
      - 被災住家の応急修理に関すること
      - 復興計画の作成に関すること
      - 被災住宅の改修・再建支援に関すること
      - 損壊家屋の解体・運搬に関すること
  - イ 道路対策班（○建設管理課、交通政策課、道路課）
    - [災害予防対策]
      - 道路の整備に関すること
      - 道路・道路施設の安全確保に関すること
      - 交通確保体制の整備に関すること
      - 緊急輸送体制の整備に関すること
    - [災害応急対策・復旧・復興対策]
      - 道路のパトロール並びに交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関すること
      - 人員・資機材の輸送計画及び車両の調整に関すること
      - 配置人員の掌握に関すること

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 道路、道路施設（橋梁、横断歩道橋等）の被害状況の取りまとめ及び本部への報告に関すること
- 対策部内各対策班及び関係機関との連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 応急資機材の調達に関すること
- 大阪府茨木土木事務所との連絡調整に関すること
- 障害物の除去に関すること
- 緊急時における市内建設関係業者への協力依頼に関すること
- 公共土木施設の応急復旧その他土木工事に関すること
- 交通規制に関すること
- 避難誘導の応援に関すること
- 緊急交通路の確保及び周知に関すること
- 交通の維持復旧に関すること

ウ 公園対策班（○公園緑地課）

[災害予防対策]

- 公園等の整備に関すること
- 緑道の整備に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 公園施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
- 障害物の除去に関すること
- 一時避難地の巡回等に関すること

エ 下水道対策班（下水道総務課、○下水道施設課）

[災害予防対策]

- 河川・水路の安全確保に関すること
- 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関すること
- 水害予防対策の推進に関すること
- 下水道施設の予防対策に関すること

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
- 浸水応急対策に関すること
- 各施設の機械器具の整備点検及び操作指示に関すること
- 水防対策活動に関すること
- 水路・井堰等の被害状況調査及び応急対策に関すること

(7) 文教対策部（部長：教育総務部長、副部長：学校教育部長）

ア 教育対策班（○教育政策課、学務課、施設課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 対策部内各対策班との連絡調整並びに本部との連絡調整に関すること
- 教育関係の災害対策及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること
- 教育関係機関との連絡調整に関すること
- 罹災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 児童・生徒の学校給食の対策に関する事
- 罹災者の炊きだしに関する事
- 学校の保健管理に関する事
- 教育施設の被害状況調査及び報告に関する事
- 教育施設関係の災害復旧に関する事
- 教育施設の災害に関する応急措置及び使用協力に関する事
- イ 物資輸送班（社会教育振興課、○歴史文化財課、中央図書館）
  - [災害予防対策]
    - 文化財の保護対策に関する事
  - [災害応急対策・復旧・復興対策]
    - 物資輸送拠点の運営に関する事
    - 避難所及び被災地区に対する物資・食糧等の運搬に関する事
    - 所管施設・文化財等の災害対策及び被害状況調査に関する事
    - その他対策部内各対策班の協力応援に関する事
- ウ 学校教育班（○学校教育推進課、教職員課、教育センター）
  - [災害予防対策]
    - 学校教育における防災教育に関する事
  - [災害応急対策・復旧・復興対策]
    - 教職員の動員及び応急配置に関する事
    - 児童・生徒の避難誘導に関する事
    - 避難所の開設・管理・運営の補助に関する事
    - 罹災児童・生徒の調査及び教育対策に関する事
    - 応急教育実施に関する事
    - 教職員に対する指導助言に関する事
    - 通学路の点検及び安全確保に関する事
    - 学校における避難対策に関する事
- (8) 給水対策部（部長：水道部長）
  - ア 水道総務班（○水道部総務課）
    - [災害予防対策]
      - 上水道施設の予防対策に関する事
      - 給水体制の整備に関する事
    - [災害応急対策・復旧・復興対策]
      - 対策部内各対策班及び関係機関との連絡調整並びに本部との連絡に関する事
      - 部内職員の動員に関する事
      - 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
      - 断水等の広報に関する事
      - 災害対策物資等の調達に関する事
      - 水道工事業者等への協力要請に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

イ 応急給水班（○営業課、工務課（給水係））

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 断水区域の調査及び応急給水の実施に関する事

ウ 施設復旧班（○浄水課）

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 水道施設の運転管理に関する事
- 水道施設の被害状況の調査及び応急措置に関する事
- 水道施設の復旧に関する事
- 水質管理に関する事

エ 管路復旧班（○工務課（工事係、計画管理係、維持係））

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 送配水管の被害状況の調査及び応急措置に関する事
- 送配水管の復旧に関する事

(9) 消防対策部※（部長：消防長）

※消防対策部は、消防計画の警備本部を読み替えるものとする

ア 消防本部班（消防本部総務課、○警備課、予防課）

[災害予防対策]

- 消火・救急・救助体制の整備に関する事
- 危険物等災害予防対策の推進に関する事
- 放射線災害予防対策の推進に関する事
- 火災予防対策の推進に関する事

[災害応急対策・復旧・復興対策]

- 対策部内対策班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事
- 本部長、副本部長の指揮伝達に関する事
- 消防車両等の燃料確保に関する事
- 被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事
- 公務災害補償に関する事
- 職員の食糧及び資機材の調達に関する事
- その他の対策班に属さない事項に関する事
- 消防職団員の動員に関する事
- 通信統制に関する事
- 消防隊等の運用に関する事
- 火災の原因調査等の資料収集に関する事
- 人員及び主力機械の配置に関する事
- 医療機関との連絡調整に関する事
- 警備本部の設置及び運営に関する事
- 避難指示に関する事
- 消防応援要請及び受援体制に関する事
- 消防相互応援協定に関する事

- 災害情報、被害状況写真等の記録保存に関する事
- 危険物施設等の把握に関する事
- 危険物施設等の指導に関する事
- 消防広報に関する事
- 避難誘導に関する事
- イ 消防署班（○警防課、救急救助課、各分署）
  - [災害予防対策]
    - 消防団による防災教育に関する事
    - 救助活動の支援に関する事
  - [災害応急対策・復旧・復興対策]
    - 消火活動に関する事
    - 被災者の救出・救助・避難誘導に関する事
    - 警戒区域の巡回及び危険箇所の状況把握に関する事
    - 救急業務に関する事
    - 消防団の指揮に関する事

## 2 大阪府

- (1) 大阪府茨木土木事務所
  - 災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事
  - 府の所管する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
  - 水防活動及び気象予警報の伝達に関する事
- (2) 大阪府北部農と緑の総合事務所
  - 用水路、ため池の防災対策の指導に関する事
- (3) 大阪府茨木保健所
  - 災害時における保健衛生活動に関する事
  - 医師会等医療機関との連絡調整に関する事

## 3 大阪府警察（茨木警察署）

- (1) 茨木警察署
  - 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
  - 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
  - 交通規制・管制に関する事
  - 広域応援等の要請・受入れに関する事
  - 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
  - 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
  - 災害資機材の整備に関する事

## 4 指定地方行政機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
  - 応急用食糧品及び米穀の供給に関する事

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 近畿地方整備局大阪国道工事事務所

- 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- 公共土木施設（直轄）の応急対策に関すること
- 被災公共土木施設（直轄）の復旧に関すること

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水害等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

(4) 近畿総合通信局

- 非常通信体制の整備に関すること
- 非常通信協議会の育成指導、実施訓練等に関すること
- 災害時における電気通信の確保に関すること
- 非常通信の統制、管理に関すること
- 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること

**5 陸上自衛隊第三師団**

(1) 第36普通科連隊

- 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること
- 府、市及びその他の関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

**6 指定公共機関及び指定地方公共機関**

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（茨木駅）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道車両による避難者等の緊急輸送に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(2) 西日本電信電話株式会社（関西支店）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- 気象警報の伝達に関すること
- 災害時における重要通信確保に関すること

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事
- (3) 日本赤十字社（大阪府支部）
  - 災害医療体制の整備に関する事
  - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
  - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
  - 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
  - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
  - 救助物資の備蓄に関する事
- (4) 西日本高速道路株式会社（関西支社大阪高速道路事務所）
  - 管理施設の整備と防災管理に関する事
  - 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
  - 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
  - 被災道路の復旧事業の推進に関する事
- (5) 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）
  - ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
  - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
  - 災害時におけるガスの供給確保に関する事
  - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (6) 日本通運株式会社（大阪支店）
  - 緊急輸送体制の整備に関する事
  - 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
  - 復旧資材等に輸送協力に関する事
- (7) 関西電力送配電株式会社（大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）
  - 電力施設の整備と防災管理に関する事
  - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
  - 災害時における電力の供給確保に関する事
  - 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
- (8) 各鉄道・乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄、大阪モノレール、阪急バス、近鉄バス、京阪バス）
  - 鉄道施設の防災管理に関する事
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
  - 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
  - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
  - 災害時における運行通信施設の利用に関する事
  - 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事
- (9) 淀川右岸水防事務組合
  - 組合管轄区域の水防に関する事



第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- 水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関すること
- 水防団員の教育及び訓練に関すること
- (10) 神安土地改良区その他各土地改良区
  - ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
  - 農地及び農業用施設の被害調査に関すること
  - 湛水防除活動に関すること
  - 農業用施設の復旧事業の推進に関すること
- (11) 日本郵便株式会社（茨木郵便局）
  - 災害時における郵便業務の確保に関すること
  - 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
  - 茨木市との災害協定に基づく、被害情報の提供に関すること

**7 その他の公共的団体**

- (1) 茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会
  - 災害時における医療救護の活動に関すること
  - 負傷者に対する医療活動に関すること
- (2) 社会福祉法人茨木市社会福祉協議会
  - 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
  - 災害時におけるボランティア活動に関すること
  - 災害時における生活救護、福祉相談に関すること

## 第5章 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

### 1 市民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、市民は自助、共助の理念のもと、その自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

#### (1) 災害等の知識の習得

- ア 防災訓練や防災講習等への参加
- イ 地域の地形、危険場所等の確認
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

#### (2) 災害への備え

- ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族との安否確認方法の確認
- エ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

#### (3) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な参加
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 避難行動要支援者への支援
- エ 地域住民による避難所の自主的運営
- オ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

### 2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供

を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- イ 地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- ア 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- イ 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- ウ 避難場所、避難経路の確認
- エ 従業員及び利用者の安全確保
- オ 従業員の安否確認方法の確認
- カ 最低3日分の生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- ア 発災時のむやみな移動開始の抑制
- イ 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ウ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- エ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

### 3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。